

令和 8 年 5 月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0430 第 4 号」により、下記項目の新設および一部変更が通知され、令和 8 年 5 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。  
敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
固形癌（肺癌を除く。） におけるALK融合遺伝子 検査	2,500 点	遺伝 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査「1」の 「イ」の（1） 医薬品の適応 判定の補助等 に用いるもの	(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適 応判定の補助等に用いるものとは、次 に掲げる遺伝子検査のことをいい、使 用目的又は効果として、医薬品の適 応を判定するための補助等に用いるも のとして薬事承認又は認証を得てい る体外診断用医薬品又は医療機器を 用いて、リアルタイムPCR法、PC R-rSSO法、マルチプレックスP CRフラグメント解析法又は次世代 シーケンシングにより行う場合に算 定できる。 ア～カ（略） 主 固形癌（肺癌を除く。）におけるAL K融合遺伝子検査
卵巣明細胞癌における PIK3CA遺伝子検査 (リアルタイムPCR法)	5,000 点	遺伝 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査「1」の 「ロ」処理が 複雑なもの	(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なもの とは、次に掲げる遺伝子検査のことをい い、使用目的又は効果として、医薬品 の適応を判定するための補助等に用 いるものとして薬事承認又は認証を 得ている体外診断用医薬品又は医療 機器を用いて、次世代シーケンシング 等により行う場合に算定できる。 ア～ケ（略） コ 卵巣明細胞癌におけるPIK3CA 遺伝子検査（リアルタイムPCR法）

## ■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
がんゲノムプロファイリング 検査	44,000 点	遺伝 100 点	「D006-19」 がんゲノムプロ ファイリング 検査	<p>(6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。</p> <p>ア～コ（略）</p> <p>サ 固形癌（肺癌を除く。）におけるALK融合遺伝子検査</p>
抗アクアポリン4抗体	1,000 点	免疫 144 点	「D014」 自己抗体検査 の「47」	<p>(26) 「47」の抗アクアポリン4抗体は、ELISA法又はCLEIA法により視神経脊髄炎の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。なお、当該検査の結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、視神経脊髄炎が強く疑われる患者に対して、疾患の診断を行う必要があり、当該検査を再度実施した場合においても算定できる。ただし、この場合、前回の検査実施日及び検査を再度実施する医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

以上